

「花きの振興に関する法律」に基づく基本方針(案) (参考資料)

平成 26 年 10 月 31 日

農林水産省 生産局 花き産業・施設園芸振興室

1 概 要

第 186 回通常国会において、「花きの振興に関する法律」(平成 26 年法律第 102 号。以下「法」という。)が制定された(平成 26 年 6 月 27 日公布)。

法においては、農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針を定めるものとする(法第 3 条)等が定められたところ。

2 基本方針において定める事項

- ① 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- ② 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
- ③ 花き産業の振興のための施策に関する事項
- ④ 花きの文化の振興のための施策に関する事項
- ⑤ 花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 今後のスケジュール等

- (1) 基本方針の素案作成にあたっては、農林水産省では本年 4 月から 6 月に、生産者、卸売市場関係者、研究者、地方自治体、文化関係者等花き関係者からヒアリングを実施。
- (2) このヒアリングの結果を踏まえ作成した基本方針の素案について、本年 8 月末から 9 月末にパブリックコメントを実施。
- (3) 今後、各省協議等を実施し調整を行うとともに、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標等について、食料・農業・農村基本計画と整合性を図りながら、同計画と同時期となる来年 3 月の公表に向け作業を進めることとしている。

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(案)概要

「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
 - 三 花き産業の振興のための施策に関する事項
 - 四 花きの文化の振興のための施策に関する事項
 - 五 花きの需要の増進のための施策に関する事項
- (以下略)

現状認識と対応方向

- ・我が国は世界屈指の園芸大国。高品質な国産花きは国際園芸博覧会で多くの賞を受賞する等、国際的にも極めて高い評価。アジア新興国向け等を中心に近年輸出も増加傾向。
- ・平成24年の花き産出額は約3千8百億円と農業産出額の4%。若い就農者の活躍も目立つ等、花き産業は農地や担い手の確保の観点からも、重要な地位を確立。
- ・しかし、近年の生活様式の多様化等による消費の伸び悩み、輸入切り花の増加、燃油価格の高騰等の課題もあることから、今後花き産業の国際競争力の強化が必要。
- ・このため、花き産業の健全な発展や心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設等における花きの活用等の措置を講ずる。

基本方針に定める事項

1. 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

今後、花き産業及び花きの文化の振興に関する施策の推進に当たり、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講ずる。

2. 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

- 1 花きの需要の長期見通し ※新たな食料・農業・農村基本計画との整合性を確保
- 2 花きの生産量その他の花き産業の目標

3. 花き産業の振興のための施策に関する事項

- 1 生産者の経営の安定
- 2 生産性及び品質の向上の促進
- 3 加工及び流通の高度化
- 4 鮮度の保持の重要性への留意
- 5 輸出の促進
- 6 研究開発事業の実施に関する基本的な事項
- 7 研究開発の推進
- 8 地球温暖化に対する適応策



4. 花きの文化の振興のための施策に関する事項

- 1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用
- 2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進
- 3 日常生活における花きの活用の促進等



5. 花きの需要の増進のための施策に関する事項

花きの博覧会や展覧会等の開催等、花きの需要の増進に対し支援。また、花きの需要の増進に当たっては、観光業界やインテリア業界等、異業種との連携を推進。

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（案）

この基本方針は、花きの振興に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花き産業は、平成24年の産出額が3,761億円と農業産出額の4%を占め、若い生産者の活躍も目立つなど、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国における花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きについては、国際園芸博覧会において多くの賞を受賞するなど国際的に高い評価を得ていることもあり、近年、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。

さらに、我が国においては、生け花、盆栽、門松等、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、近年の国内市場における花き消費の伸び悩み、大量生産された安価な切り花の輸入の増加、燃油価格の高騰といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の国際

競争力の強化が緊要な課題となっているところである。

このため、花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講ずることとする。

第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

1 花きの需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、平成37年の需要額は〇〇億円になることが見込まれる。

2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

花き産業の振興については、次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、平成37年の花きの産出額の目標を〇〇億円とする。

① 輸出額の目標

平成37年の輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、〇〇億円を目標とする。

② 輸入額の見込み

平成37年の輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、〇〇億円と見込まれる。

また、この産出額の目標を達成するため、平成37年の花きの生産量の目標を次のとおりとする。

切り花類 〇〇億本

鉢もの類	〇〇億鉢
花木類	〇〇億本
球根類	〇〇億球
花壇用苗もの類	〇〇億本
芝類	〇〇千h a
地被植物類	〇〇百万鉢・本

第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

1 生産者の経営の安定

(1) 花きの生産基盤の整備

国及び地方公共団体は、生産コストの低減に資する共同利用施設の導入、周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、化石燃料からの脱却を目指した次世代施設園芸拠点の整備、施設園芸における省エネ設備の導入、新規就農者の早期経営安定を図るための農業用機械等の導入等を推進するよう努める。また、農業生産資材の高騰による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 知的財産の適切な保護及び活用

国及び地方公共団体は、種苗等の国外への流出防止に資するDNA品種識別技術の開発等により、知的財産権の侵害への対策を推進するよう努める。また、知的財産の創造・活用を図るため、花きの新品種の開発、花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組に対し支援を行うよう努める。

(3) 災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填

国及び地方公共団体は、花きの生産者が台風、大雨、大雪等の自然災害によって

受ける損失の補填や、農業用ハウス等の再建・修繕等に対し支援を行うよう努める。
また、施設園芸に関して、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するよう努める。

2 生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・苗供給体制の強化、形質のマーカ化による育種の加速化等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。また、集出荷施設における低温庫を含む産地における低温設備等、鮮度の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

3 加工及び流通の高度化

(1) 花きの加工に関する技術開発

国及び地方公共団体は、多様な需要に対応するため、花束、フラワーアレンジメント等の加工技術の開発・向上等の取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化等

国及び地方公共団体は、日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、鮮度の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び低温庫の整備等を推進するよう努める。また、産地から小売までの流通に要する時間の短縮及びコストの低減に資する流通経路の合理化、段ボール箱等資材の規格統一及び園芸資材の再利用を推進する取組に対し支援を行うよう努める。

4 鮮度の保持の重要性への留意

国及び地方公共団体は、花きの生産性及び品質の向上の促進並びに加工及び流通の高度化に関する施策を講ずるに当たっては、生産から流通・販売に至るまでのコールドチェーンの確立、各段階における鮮度保持剤の使用等の鮮度保持のための取組の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。

5 輸出の促進

国及び地方公共団体は、オールジャパン体制により更なる輸出拡大を図ることを目的として、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供、輸出先国の植物検疫に対応した病害虫の防除方法の開発・普及及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招聘等による商談の機会の創出に努める。

6 研究開発事業の実施に関する基本的な事項

(1) 研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを旨とする。

(2) 研究開発事業の内容等に関する事項

[1] 研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

[2] 研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画に具体的な内容を記載するものとする。

ア 花きの新品種の育成

耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る茎頂培養による増殖、ウイルスフリー苗を使った増殖その他の増殖技術の高度化を図ること。

[3] 研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間（開始日及び終了日）及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

7 研究開発の推進

（1）花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化

国及び地方公共団体は、国産花きの需要拡大、海外輸出、低コスト生産等が可能となる花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携により、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入を促進するよう努める。

（2）生産性及び品質の向上

国及び地方公共団体は、産学官連携により、栽培期間の短縮等による生産性の向上及び日持ち性等の品質の向上に関する研究開発を推進するよう努める。

（3）品質の保持

国及び地方公共団体は、輸出を含む長時間輸送に耐えうる梱包・包装資材の開発等、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

8 地球温暖化に対する適応策

地球温暖化が我が国の農林水産業に与える影響については様々な予測が行われているところであり、花き産業においても、これまで各地で地球温暖化の影響が疑われる開花期の遅延、生育不良等の高温障害、病虫害の多発等の事例が報告されているところである。

このため、国及び地方公共団体は、高温障害を回避・軽減するための遮光資材の導入、循環扇の活用その他の栽培管理技術の導入、病虫害を回避・軽減するための資材・技術の導入等の地球温暖化に対する適応策を推進するよう努める。

第4 花きの文化の振興のための施策に関する事項

1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

国及び地方公共団体は、庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設や、公園整備等のまちづくりにおいて花きの活用を推進するよう努める。また、高齢者関係施設や児童関係施設等の社会福祉施設等における花きの活用の促進に努める。さらに、花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

国及び地方公共団体は、既に民間団体等により行われている、小学生等を対象にした、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じてやさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」に対し支援を行うよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動に対し支援を行うよう努める。

3 日常生活における花きの活用の促進等

国及び地方公共団体は、家庭や職場等の日常生活における花きの活用に関する環境整備を行うよう努める。また、生け花、盆栽等の花きに関する伝統の継承、新しい物等々の花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

第5 花きの需要の増進のための施策に関する事項

国及び地方公共団体は、花きの博覧会、展覧会等の開催等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。また、花きの需要の増進に当たっては、観光業界、インテリア業界等の異業種との連携を推進するよう努める。

(参考)

平成26年10月
農林水産省生産局

花き法基本方針のスケジュール

時期	対応
4月～ 6月	関係者からの意見聴取（7回実施） 法律の公布（6/27）
7月	
8月	基本方針の素案についてパブコメ （1ヶ月間。8月末～9月末。）
9月	↓
10月	企画部会（10/31）
11月	
12月	法律・政省令施行（12/1） 種苗法の特例に係る周知
1月	
2月	
3月	↓
	基本方針の策定・公表（3月末）

花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）概要

1. 目的

【花きをめぐる現状】

- 花き産業
 - ・ 農地や農業の担い手の確保を図る上で重要
 - ・ 国際競争力の強化が緊要な課題
- 花き文化
 - ・ 国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割



花き産業及び花き文化の振興を図り、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与（1条）

2. 定義

- 「花き」：観賞の用に供される植物（2条1項）
（切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類）
- 「花き産業」：花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業（2条2項）

3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本指針を策定（3条）
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定（4条）
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化（5条）

4. 国及び地方公共団体の施策

【花き産業に対する施策】

- 生産者の経営の安定（6条）
- 生産性及び品質の向上の促進（7条）
- 加工及び流通の高度化（8条）
- 鮮度保持の重要性への留意（9条）
- 輸出の促進（10条）
- 認定研究開発事業計画の成果に係る出願品種の出願料等の減免（13条）
- 研究開発の推進（15条）

【花き文化に対する施策】

- 公共施設における花きの活用の推進等（16条1項）
- いわゆる「花育」の推進（16条2項）
- 日常生活における花きの活用の推進、花きの伝統の継承、新文化の創出等に対する支援等（16条3項）

【その他の施策】

- 博覧会の開催等（17条）
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰（18条）
- 振興計画の施策が円滑に実施されるようにするための国の援助（19条）
- 花き活用推進会議の設置（20条）

法律第二十号

花きの振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となつておること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担つておることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もつて花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

三 花き産業の振興のための施策に関する事項

四 花きの文化の振興のための施策に関する事項

五 花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たつて花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体(以下「花き団体」という。)その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たつて花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(連携の強化)

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(生産者の経営の安定)

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産性及び品質の向上の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上(以下「生産性及び品質の向上」という。)を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(鮮度の保持の重要性への留意)

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たつては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

(輸出の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(研究開発事業計画の認定)

第十一条 研究開発事業(花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であつて、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。)を行うおつとする者(研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、研究開発事業に関する計画(以下「研究開発事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発事業の目標

二 研究開発事業の内容及び実施期間

三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

御名 御璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(研究開発事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。)に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について(種苗法の特例)

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等(次項第二号において単に「従業者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職務育成品種(同号において単に「職務育成品種」という。)であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下この条において単に「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者
二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(報告の徴収)
第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(研究開発の推進等)
第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発(以下この条において単に「研究開発」という。)の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(花きの文化の振興)
第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(博覧会の開催等)
第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

(顕彰)
第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)
第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(花き活用推進会議)

第二十条 政府は、関係行政機関(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)その他の関係行政機関をいう。)相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石原 伸晃
内閣総理大臣 安倍 晋三